

CONTENTS

- ☐ 令和8年度 農業農村整備予算の概要 1
- ☐ 令和8年度 農業農村整備事業予算 2
- ☐ 農業農村整備の集い 3
- ☐ 金利改定 4
- ☐ 令和8年度 第1回監査及び第2回監事会 5
- ☐ 連合会日誌 5
- ☐ 関東ブロック 第1回事務責任者会議 6
- ☐ 令和7年度 土地改良区等検査結果の概要 7
- ☐ 令和7年度 土地改良区等の設立状況 8
- ☐ 埼玉県大区画化等推進協議会 設立総会 9
- ☐ 令和8年度 埼玉県管理運営体制強化委員会 11
- ☐ 令和8年度 埼玉県受益農地管理強化委員会 11
- ☐ 埼玉県多面的機能支援推進会議 通常総会 12
- ☐ 農家負担金軽減支援対策事業のご案内 13
- ☐ 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について 14
- ☐ さいたま水土里ネット女性の会 第5回通常総会・研修会 15
- ☐ お知らせ 16
- ☐ 暑中お見舞い 17

埼玉の土地改良

入道雲（吉見町）



令和8年度 農業農村整備予算の概要

埼玉県農林部農村整備課

農村整備課の令和8年度予算総額は、約89億円となっています。

農地の大区画化と担い手農家への集積、水利施設の長寿命化、ため池などの災害防止という3つの視点で、コストの縮減や環境への配慮に引き続き努めながら、事業を効果的に推進していきます。

農業基盤公共事業の重点化

1 農地の大区画化と集積により担い手を育成する「ほ場整備事業」

生産条件が悪い地域において、道路、水路の整備やほ場の大区画化を行うことで、担い手農家の経営規模の拡大や農業経営の安定を図ります。また、水田の畑利用を可能にし、水稻から多彩な農産物への経営転換など地域の特性を活かした農業を展開していきます。

2 水利施設の長寿命化を図る「かんがい排水事業」

老朽化している水利施設を適時適切な補修を行うことで、水利施設の機能を維持し、農業生産の安定を図ります。

3 ため池などの災害を防止し地域の安全を守る「農地防災事業」

ため池などの農業水利施設の改修や整備を行い、機能低下した施設の回復、耐震化等を行うことにより、大規模な地震や風水害などによる被害を未然に防止し、農産物の安定供給と地域の安全性向上を図ります。

令和8年度 農業農村整備事業予算

(単位：百万円)

事業名	事業の目的・内容	予算額	地区数等
県営土地改良事業			
かんがい排水事業費	農業生産基盤の基礎的要素である用水条件を整備し、農業経営の安定と地域農業の確立を図る。基幹的農業用排水施設について、老朽化した施設の長寿命化の観点からの確な予防保全対策を行い、国土強靱化を実現する。また、施設管理者が紙媒体で保管する完成図面等資料を収集・整理、情報をデータベース化し、基幹的農業水利施設の情報基盤を構築する。(かんがい排水事業、かんがい排水事業(長寿命化対策)、サステナブルな農業水利施設保全対策事業)	1,622	15
ほ場整備事業費	農地の区画を拡大し、道路・用排水路を整備することにより、農業生産性を向上させ、担い手農家への農地利用集積及び農業経営の安定化を図る。	916	8
農地防災事業費	農地農業用施設や公共施設の災害未然防止、及び機能低下した施設の機能回復を図るために、農業用排水施設を整備する。農業用水利施設(ため池等)のうち、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要があるものについて、調査及び計画の策定等を進める。(農地防災事業、防災減災緊急対策事業、ため池農法保全防災対策等推進事業)	1,903	63
農道整備事業費	基幹的な農道の橋梁等の補修を実施し、農道機能の保全を図るとともに農産物輸送の効率化を図り、農業経営の安定化及び地域の発展、生活環境の改善を図る。	11	1
中山間総合整備事業費	中山間地域の農業水利施設や農道の生産基盤の整備及び農産物の高付加価値化による地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化を図る。	27	1
基幹水利施設管理事業費	国営土地改良事業により造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設について、県が管理することによって、その効用を適正に発揮させる。	184	6
団体営土地改良事業費	中小規模の農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備を行う。 (団体営基盤整備促進事業、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業、農地中間管理機構農地耕作条件改善事業)	1,092	267
県費単独土地改良事業費	農業生産条件の改善のために必要な小規模な農業基盤整備や、防災上必要な農業用排水施設等の整備を図る。また、古利根堰を管理するための費用の一部を補助する。 (県費単独土地改良事業、土地改良施設支援事業)	225	46
水と緑に親しむみち管理事業費	県民に親しまれている緑のヘルシーロードと水と緑のふれあいロードを、適正に維持管理する。	80	—
土地改良事業計画等調査費	農業農村整備事業の計画的、効率的な実施を図るために、必要な調査及び計画の策定等を行う。	130	16
土地改良事業運営等指導促進費	土地改良施設の適正管理及び土地改良区運営等の強化を図る。また、見沼代用水開削300周年に向け、実行委員会の運営をはじめ広報啓発活動を展開する。 (土地改良事業推進対策事業、見沼代用水開削300周年記念事業)	38	—
直轄土地改良事業費負担金	国営事業で実施中の事業の負担金である。	240	2
利根大堰等負担金	利根導水路建設事業及び埼玉合口二期事業によって造成された施設の管理に要する費用の負担金である。	398	2
多面的機能支援事業	農業・農村の多面的機能を維持・発揮させるため、地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。	681	—
その他	給与費、農業水利調整費	1,314	—
計		8,861	

※百万円未満四捨五入

農業農村整備の集い ―農を守り、地方を創る予算の確保に向けて―

去る6月15日に東京都千代田区・砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」において、今年度1回目の「農業農村整備の集い」が開催された。本集会は、全国の関係者が一堂に会し、現下の情勢を共有したうえで、農業農村整備の一層の推進を図っていくことを目指し、“農を守り、地方を創る予算の確保に向けて”をテーマに、毎年2回実施されている。

今回は、鈴木憲和農林水産大臣や自由民主党鈴木俊一幹事長など多くの国会議員が駆け付けた。農林水産省農村振興局幹部らの参加もあり、総勢1,200名を超えて盛大に開催された。本県からは、県、土地改良区、全国土地改良事業団体連合会の総括監事役を兼ねる三ツ林裕己会長含む本会役職員の構成で計27名での参加となった。

開会の挨拶にあたり、二階俊博全国土地改良事業団体連合会長から、土地改良関係予算については、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算と合わせて、昨年度を大幅に上回る6,942億円を確保することができた。また、農業の構造転換を集中的に進めるための別枠予算についても確保できた。水土里ネットは、この予算を活用し、農業・農村の発展に向け、積極的な貢献を果たし、培ってきた経験と技術を活用し、“闘う土地改良”のスローガンの下、更なる組織の団結を唱えた。

鈴木憲和農林水産大臣、自由民主党鈴木俊一幹事長、森山裕食料安全保障強化本部長、宮下一郎総合農林政策調査会長、野中厚農林部会長、進藤金日子水土里ネット会長会議顧問からの来賓祝辞で会場が次第に盛り上がるなか、本年の全国土地改良大会開催に向け尽力されている奈良県土地改良事業団体連合会の菅谷常務理事による要請文（次頁）の提案が満場一致で採択された。

最後に全国水土里ネット女性の会の石川房代会長（栃木県）からのガンバロウ三唱を以って盛会裡に閉会となった。

大会終了後に、本県選出の衆・参両院議員へ要請活動が行われた。



二階俊博会長あいさつ



鈴木憲和農林水産大臣あいさつ



集いの様子



ガンバロウ三唱

要 請 文

- 一 食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画に基づき初動5年間で農業の構造転換を集中的に実施するとともに、国土強靱化実施中期計画に基づいた取組を一層推し進めるため、農業・農村を支え、守り、我が国の食料安全保障の確保に欠かせない土地改良事業をスピード感を持って推進できるよう、別枠を含め、必要な予算総額をしっかりと確保すること。その際、地方公共団体の負担軽減のための一層の支援策を講じること。
- 二 土地改良法の改正を受けて、制度の趣旨及び内容の十分な浸透を図ること。また、水土里ビジョンの作成を始めとする農地・農業用水等の地域資源を次世代につなごうとする土地改良区や土地改良事業団体連合会、市町村等の取組への支援や地方財政措置の充実を図ること。
- 三 農業の構造転換を行い、国内の農業生産を増大させ食料自給力を確保するため、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化、高収益作物の生産拡大、麦・大豆等の本作化、スマート農業の導入やほ場周りの管理の省力化を促し生産性向上に資する大区画化、中山間地域におけるきめ細かな整備等の農地整備と情報通信環境の整備を推進すること。
- 四 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めるとともに、農地復旧についての農家負担の軽減に配慮すること。併せて、農村地域の国土強靱化のため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を推進すること。
- 五 自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、高い公共性・公益性を有し、食料の安全保障の確保に貢献している土地改良施設の維持管理に対する支援を充実させること。
- 六 農村地域を支えている多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、活動組織の体制強化や支援範囲の拡大等を図るため、更なる制度の拡充及び必要な予算の確保を行うこと。
- 七 ICT、AI等を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進するとともに、中小規模の土地改良区を対象とした合併など、食料安全保障を支える土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 八 上記事項の推進に当たり、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図るとともに、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

農業基盤整備資金の金利改定について

令和8年7月21日付けの株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の金利改定について、下記のとおりお知らせします。

区 分	改 定 前					改 定 後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）				融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	3.25	—	—	—	—	<u>3.15</u>	—	—	—	—
団体営補助残	3.10	—	—	—	—	<u>3.00</u>	—	—	—	—
非補助一般	3.10	—	—	—	—	<u>3.00</u>	—	—	—	—
非補助利子軽減	3.10	—	—	—	—	<u>3.00</u>	—	—	—	—
災害復旧	—	1.90	2.45	2.85	3.10	—	<u>1.95</u>	<u>2.35</u>	2.85	<u>3.00</u>

お問合せ先 水土里ネットさいたま 事業部農村整備課担当 根岸 TEL 048-530-7348

令和8年度 第1回監査及び第2回監事会

本会は、令和8年度第1回監査・第2回監事会を7月7日（火）、本会大会議室において開催した。次の議事について審議され、原案どおり可決された。

【第1回監査 監査事項】

令和7年度事業報告及び収支決算について
（令和8年3月31日現在）

【第2回監事会 議案】

議案第1号 令和8年度第1回監査結果について



監査の様子

連合会日誌

開催日		会議・行事	開催地
5月	22日	利根水系農業水利協議会埼玉県支部総会	鴻巣市
	26日	埼玉県大区画化等推進協議会設立総会	熊谷市
	28～29日	関東一都九県第1回事務責任者会議	茨城県
6月	8日	さいたま土地改良推進協議会幹事会	さいたま市
	15日	農業農村整備の集い	東京都
	24日	本庄土地改良推進協議会幹事会	本庄市
	26日	春日部土地改良推進協議会幹事会	幸手市
	30日	加須土地改良推進協議会幹事会	加須市
7月	1日	さいたま水土里ネット女性の会総会・室内研修	鴻巣市
	2日	川越土地改良推進協議会幹事会	川越市
	6～8日	土地改良区体制強化事業施設管理研修（1回目）	さいたま市
	7日	本会第1回監査及び第2回監事会	熊谷市
	14日	秩父土地改良推進協議会通常総会	秩父市
	15日	東松山土地改良推進協議会幹事会	東松山市
	17日	埼玉県管理運営体制強化委員会	熊谷市
	17日	埼玉県受益農地管理強化委員会	熊谷市
	21日	本会第1回理事会	熊谷市
	27日	春日部土地改良推進協議会総会	幸手市
	28日	埼玉県農業集落排水事業連絡協議会総会	鴻巣市
	29日	埼玉県水土里情報協議会幹事会	熊谷市
	30日	さいたま土地改良推進協議会理事会・総会	鴻巣市
	31日	本庄土地改良推進協議会通常総会	本庄市

関東一都九県土地改良事業団体連合会協議会 令和8年度 第1回事務責任者会議

去る5月28～29日、茨城県北茨城市の「五浦観光ホテル 別館大歓荘6F（コンベンションホール）」において、関東一都九県土地改良事業団体連合会協議会令和8年度第1回事務責任者会議が開催された。各都県の事務責任者が参集され、事務局を含め計30名が出席した。

初日の会議は、今年度幹事県である茨城県の金徹専務理事の挨拶で開会した。春季総会の提出議案が諮られたほか、例年秋に開催される関東農政局との意見交換会のスケジュール及び、各都県令和8年度当初予算の状況等について情報交換が行われた。また、各都県連合会が業務を実施するにあたっての課題等についても活発な意見交換を行い、盛会裡に閉会となった。

翌日の現地研修は、現在事業実施中のほ場整備地区「経営体育成基盤整備事業 伊師地区」（茨城県日立市）を視察した。本地区は、「農作業の効率化に向けた大区画化（4ha区割り）」、「地元組織を形成し、農地集積・集約化」、「区画整理と併せ基幹農道の整備（農産物流の拠点）」を対策のポイントとして整備を進めている。

研修では、ほ場整備前後の状況を現地で比較・確認することができ、整備による営農環境の改善効果について理解を深めることが出来た。土地改良事業の重要性や効果を実感できる、有意義な研修であった。



会議の様子



現地研修の様子

令和7年度 土地改良区等検査結果の概要

埼玉県農林部農村整備課

土地改良法第132条に基づき実施した令和7年度土地改良区等検査結果をお知らせします。

昨年度は、農村整備課で4土地改良区、農林振興センターで28土地改良区の合計32土地改良区の総合検査を行いました。

講評事項は合計146件で、内訳は表のとおりです。

地区及び組合員の関係では、「土地原簿・組合員名簿の整備・修正が不十分」が6件となっています。これらは、土地改良区運営の基礎となる重要な書類であり、その内容は常に正確に管理される必要があります。つきましては、異動情報等を適時反映し、適切な整備、管理を徹底していただくようお願いいたします。

議決機関の関係では、「その他（欠員、総代会通知・公告）」が11件となっています。その中でも総会（総代会）の招集通知後に必要な公告が漏れている事例が複数見受けられました。この公告は、総会（総代会）の開催情報を組合員へ広く周知し、土地改良区運営の透明性と適正な参加機会を確保するために重要です。そのため、土地改良法の規定を踏まえ、開催日時、場所及び目的について適切に公告していただきますようお願いいたします。

役員の関係では、「選挙、選任手続の不備」が5件となっています。役員の選出手続は、土地改良区の民主的かつ適正な運営の基礎となるものです。この手続に不備がある場合には、役員の選任の適法性に疑義を生じさせるおそれがありますので、適正な手続の実施を徹底していただくようお願いいたします。

諸規程、記録等の関係では、「定款、規約等の改正が必要」が20件となっています。これらは土地改良区運営の根幹であり、現行法令や実態との不整合がある場合には、事務手続の適法性や組織運営の信頼性に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、改正の要否を点検し、速やかな手続をお願いいたします。

事業の関係では、「その他（工事関係書類不備等）」が28件となっています。事業を行った際の完了検査の不備が目立ちました。適正な事業執行を担保する重要な手続ですので、事業の完了時には遺漏なく検査を実施されるようお願いいたします。

会計経理の関係では、「会計処理（証拠書や諸整理簿不備等）」が24件となっています。証拠書及び諸整理簿は、取引の事実や支出の妥当性を明らかにするとともに、会計処理の透明性及び説明責任を確保する上で極めて重要です。不備がある場合には、支出内容の確認が困難となり、会計処理の適正性に疑義を生じさせるおそれがあります。つきましては、証拠書の適切な整備、保存及び帳簿類への正確な記載を徹底し、適正な会計事務の執行に努めていただくようお願いいたします。

今年度の土地改良区等検査については秋頃から実施する予定です。

各土地改良区及び土地改良区連合におかれましては、今後ともより一層の適正な土地改良区運営について、重ねてお願いいたします。

講評事項の内訳

項目	改善指示事項	件数
地区及び組合員	土地原簿・組合員名簿の整備・修正が不十分	6
	その他（共有地代表者選任通知提出の奨励等）	3
議決機関	議事録の調製不備	3
	議決（議長が含まれている、採決方法）	1
	その他（欠員、総代会通知・公告）	11
役員	監査関係	4
	理事会・監事会の開催回数が少ない	1
	理事会、監事会の議事録調製不備	2
	選挙、選任手続の不備	5
	その他（総代兼務、低出席率、議決方法等）	1
諸規程記録類	定款、規約等の改正が必要	20
事業	維持管理計画書が現況と不一致等	4
	体制強化・BCP関係	4
	その他（工事関係書類不備等）	28
会計経理	賦課徴収（督促状未発行、徴収率低水準等）	12
	会計処理（証拠書や諸整理簿不備等）	24
	支払無根拠	3
	その他（経理体制・決算関係書類等）	14
合計		146

令和7年度 土地改良区等の設立状況

埼玉県農林部農村整備課

令和7年度の埼玉県内の土地改良区等設立状況について、以下のとおりお知らせいたします。

1 設立状況等（表1）

令和8年3月31日現在の土地改良区（連合を含む）数は93です。昨年度から増減はありません。

2 面積別構成（表2）

地区面積100ha未満の小規模土地改良区が全体の35.2%を占めています。

3 組合員別構成（表3）

小規模土地改良区が多く、組合員300人未満の土地改良区が39.6%となっています。

4 新設・解散した土地改良区

該当する土地改良区はありません。

表1 土地改良区（連合を含む）の設立状況等

	地 区 数					面 積 (ha)			組 合 員 数 (人)		
	令和6 年度末	令和7 年度末	増 減	増減の内訳		令和6 年度末	令和7 年度末	増 減	令和6 年度末	令和7 年度末	増 減
				設 立	解 散						
土 地 改 良 区	91	91	0	0	0	58,661	58,352	△309	126,151	124,774	△1,377
土地改良区連合	2	2	0	0	0	13,055	13,002	△53	32,400	32,141	△259
計	93	93	0	0	0	71,716	71,354	△362	158,551	156,915	△1,636

表2 土地改良区（連合を含む）の面積別構成

	100ha未満	100ha以上 500ha未満	500ha以上 2,000ha未満	2,000ha以上 5,000ha未満	5,000ha以上	合 計
土地改良区※	32 (35.2%)	35 (38.5%)	18 (19.8%)	2 (2.2%)	4 (4.4%)	91 (100%)
土地改良区連合	—	—	—	1	1	2
計	32	35	18	3	5	93

表3 土地改良区（連合を含む）の組合員別構成

	200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	合 計
土地改良区※	19 (20.9%)	17 (18.7%)	30 (33.0%)	19 (20.9%)	4 (4.4%)	2 (2.2%)	91 (100%)
土地改良区連合	—	—	—	—	1	1	2
計	19	17	30	19	5	3	93

※パーセントの数値は小数第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100とはならない。

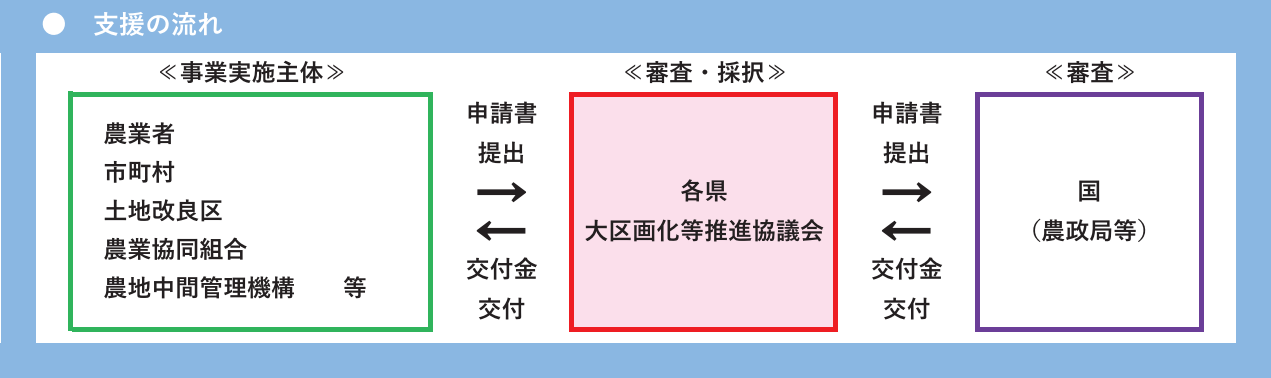
埼玉県大区画化等推進協議会設立総会

去る5月26日（火）、本会事務所3階大会議室において、Web参加を併用する形式で、事務局も含め30名が出席し、埼玉県大区画化等推進協議会設立総会が開催されました。

本協議会は、埼玉県、農林公社、彩の国埼玉・農業法人協会、関係市町村及び本会で構成され、大区画化等加速化支援事業（以下、本事業という。）の推進により、県内農用地の大区画化等を促進し、もって農業の生産性向上を図ることを目的としています。

本事業は、食料・農業・農村基本計画に基づき、令和7年度～11年度の初動5年間で農業構造転換をより一層進めべく、農業者などが自ら行う畦畔除去等による農地の大区画化等の取り組みを支援する制度です。

● 支援の流れ



開会にあたり、準備会の立ち上げなど多大なご尽力をいただいた埼玉県農林部農村整備課の西澤徳一郎課長から委任を受けた雨宮克行副課長よりご挨拶をいただきました。その後、議長に就任した本会の稲場康仁常務理事の進行のもと、すべての議案が原案どおり承認され、当協議会が発足しました。審議された議案は以下のとおりです。

- 議案第1号 規約・規程について
- 議案第2号 令和8年度事業計画について
- 議案第3号 役員の選任について

《埼玉県大区画化等推進協議会役員名簿》

協議会での役職	所属する組織名	職 名	氏 名
会 長	埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	稲 場 康 仁
副会長	埼玉県 農林部	副部長	永 留 伸 晃
監 事	埼玉県農林公社	農業振興局長	飯 野 努
	彩の国埼玉・農業法人協会	理 事	船 川 由 孝

なお、協議会の事務局を本会と県農林部農村整備課が担うことになりました。
事務局といたしましては、事業の効果が確実かつ早期に発現されるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

農作物の生産性向上を強力サポート！

大区画化等加速化支援事業



「今の田んぼ、小さくて作業が大変…」とお悩みの皆さまへ

畦畔(あぜ)を取り除いて耕区を1つにまとめるなどの整備費用を国が支援します。大型機械の導入やスマート農業の基盤づくりに、ぜひご活用ください！！

主な支援メニュー

ほ場の区画拡大

畦畔を除去して耕区の区画拡大を図ったり、同一担い手の農地をまとめたりする取り組みを支援します。

簡易な整地

区画拡大に伴う表土の剥ぎ取りや、段差解消の均平整地など、農業者が自ら行う施工も対象です。



助成額通常単価(例)

区画拡大	275,000 円/10a	委託施工、段差解消整地、高低差 10cm 以上かつ表土扱いあり
	60,000 円/10a	自力施工、高低差 10cm 以下
畦畔のみ除去	40,000 円/100m	自力施工

※ 1ha 以上となる、大規模拡大や担い手への集約が図れるケースは単価が加算されます。

事業のメリット

- ・手続きがスピーディ！ 従来の土地改良事業よりも簡素な手続きで着手可能。
- ・自力施工も OK！ 農業者自身が重機を借りて施工する場合も支援の対象になります。
- ・生産コスト削減！ 作業時間の短縮や燃料費の節約につながります。



まずは、ご相談を！！

現地調査、工事計画作成、補助金申請の手続きは協議会がお手伝いします。

関東農政局／埼玉県／埼玉県大区画化等推進協議会

令和8年度 埼玉県管理運営体制強化委員会

去る7月17日（金）、本会大会議室において、埼玉県管理運営体制強化委員会が開催された。
本委員会は、土地改良区機能強化支援事業に基づき、土地改良区の運営基盤強化を図るために、土地改良施設の診断管理指導、経営診断・改善指導、相談業務などの検討が行われるものである。
本年度の委員会は、会長代理の稲場委員が挨拶の後、座長となり、議事にはいった。

議 題

1. 令和7年度 土地改良区機能強化支援事業

- 施設・財務管理強化対策 事業報告について
(1)管理運営体制強化委員会、土地改良施設の診断管理指導、土地改良相談等
(2)財務管理強化に関する指導等

2. 令和8年度 土地改良区機能強化支援事業

- 施設・財務管理強化対策 事業計画（案）について
(1)管理運営体制強化委員会、土地改良施設の診断管理指導、土地改良相談等
(2)土地改良区の経営診断・改善指導
以上の議題についてそれぞれ協議し、原案どおり承認された。



令和8年度埼玉県管理運営体制強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委 員 長
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	高島 久美	
関東農政局土地改良技術事務所	所 長	石田 勲	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	西澤徳一郎	
荒川右岸用排水土地改良区	理 事 長	内田 光夫	
大里用水土地改良区・池上土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	稲場 康仁	

令和8年度 埼玉県受益農地管理強化委員会

去る7月17日（金）、本会大会議室において、埼玉県受益農地管理強化委員会が開催された。
本委員会は、土地改良区機能強化支援事業・受益農地管理強化対策に基づき開催されるもので、換地事務の適正かつ円滑な推進により農地の効率的利用が図れるよう、換地事務に関する指導・助言等について行うために設置されたものである。
委員会は、稲場会長代理が挨拶の後、議長となり、議事にはいった。

議 題

1. 令和7年度 土地改良区機能強化支援事業

- 受益農地管理強化対策事業報告及び収支決算について

2. 令和8年度 土地改良区機能強化支援事業

- 受益農地管理強化対策事業計画及び収支予算（案）について
以上の議題についてそれぞれ協議し、承認された。



令和8年度埼玉県受益農地管理強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委 員 長
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	高島 久美	
さいたま地方法務局不動産登記部門	総括表示登記専門官	山岸 英記	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	西澤徳一郎	
公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会	司法書士	森田 輝一	
大里用水土地改良区・池上土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
土 地 改 良 換 地 士		江守 眞一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	稲場 康仁	

埼玉県多面的機能支援推進会議 令和8年度 通常総会

去る5月29日（金）、「埼玉県多面的機能支援推進会議」通常総会が、書面により開催され、次の議題について原案どおり承認された。

（1）議 事

第1号議案 令和7年度事業報告の承認について

第2号議案 令和7年度収支決算の承認について

第3号議案 令和8年度事業計画（案）について

第4号議案 令和8年度収支予算（案）について

（2）多面的機能支払交付金の今後の事業推進について

【取組目標】 農振農用地面積（田畑）に対する活動面積 令和8年度目標：35.4%

埼玉県多面的機能支援推進会議 推進方策

1. 組織の広域化・合併の推進

- ・活動組織では、組織の中心となる人材の確保が課題であるため、組織の広域化や組織同士が合併することで人材の確保を図る。
- ・土地改良区等を中心とした広域化や活動組織の事務受託を推進する。
- ・広域活動組織の設立を推進する。

2. 農業者等への周知徹底

- ・他施策（ほ場整備事業、農地中間管理事業）の推進説明会と連携し、説明・推進を行う
- ・土地改良区等の総会等において、事業制度の周知を図り推進する。
- ・ホームページに活動事例を掲載し、継続活動組織や新規検討している団体へ支援・PRする。
- ・環境負荷低減の取組について周知を行い、取組を実施してもらえるよう推進する。

3. 多様な組織や非農業者の活動参画の推進

- ・地域の非農業者に周知を図り、活動参画を推進し、担い手農家の負担軽減を図る。
- ・地域外の非農業者参画について、マッチングサイトの活用を推進する。

4. 既存組織の活動継続への支援

- ・活動組織の事務軽減のため、事務委託を推進し、事業への取り組みやすさをPRする。
- ・活動組織を対象とした研修会を開催し、適切な活動を指導する。

（3）その他意見等

意見1：多面的活動の推進について

多面的組織の構成員の高齢化が深刻な状況となってきた。

農業を支える基幹的農業従事者が年々減少しており担い手不足が進んでいる。

新規の（借地での）耕作者（特に、広域的に展開している法人等）が地域活動に参加しないケースが多く、耕作地周辺の管理が疎かになっており、多面的組織構成員の負担が増えつつあり、耕作地周辺の地先管理の方策を検討したい。

これらについて、良い案・対策等をご指導いただきたい。

回答1：活動の担い手不足への対策は、今後、大きな課題になると考えており、以下の対策を推進していきます。

①体制強化のため、活動組織の広域化を促進する。

②企業や都市住民の参加を促すマッチングサイトの開設を行い、多様な主体が活動組織の活動を支える体制づくりを進める。今後とも、ご提案のあった新規の耕作者も含めて、多様な主体による活動組織の活動へ参加を促すよう、支援していきたいと考えます。

意見2：令和7年12月に立ち上げたマッチングサイトについて、利用が多い市町村があれば誰に対してどのようにPRし利用に繋げているのか伺いたいです。

回答2：マッチングサイトでは、皆様のご協力のもと、活動依頼をいくつか掲示することができ、2つの活動で参加者がいました。しかしまだ、試行錯誤の状態です。今後とも、このサイトを有効活用するため、ご支援、ご協力をお願いします。

意見3：防災・減災地域共同活動支払交付金について、令和8年度の「多面的機能支払交付金の活動の手引き 活動組織用」に記載予定はありますか。記載予定があるようであれば、活動組織への説明に活用したいため、早めにご提供いただきたいです。

回答3：防災・減災地域共同活動支払交付金は、基本的に補正予算対応の事業であるため、活動の手引きに記載する予定はありません。個別資料によりご説明頂きますよう、お願いします。

農家負担金軽減支援対策事業のご案内 ～利子助成等により償還額の軽減が図られます～

1. 地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】

国の補助を受けて実施された土地改良事業等※の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成

※担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業を除く。

採択要件（1～4のいずれかに該当）

1. 目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること。

採 択 時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加※
80～90%未満	5ポイント増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

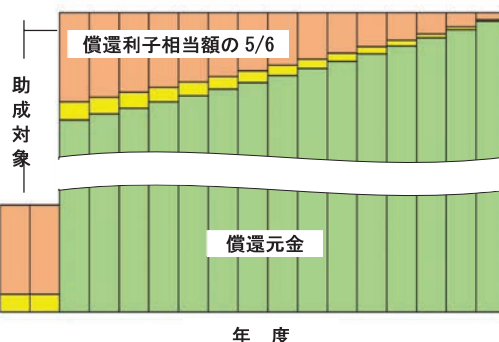
※目標集積率60%未満は採択しない。

2. 目標年度までに、高収益作物※の生産額がおおむね20%以上増加すること。

※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。
4. 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。

利子助成のイメージ



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

県営事業において、54百万円を6年間（合計3億24百万円）2.95%、17年償還（うち据置2年）で借り入れた場合の最終償還までの負担額

償還利子額	101百万円
△利子助成額	84百万円
実質利子負担額	17百万円

2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積率が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って利子助成

採 択 時	目 標
80%未満	80%以上
80～100%未満	シェア増加
100%	維持

※採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

- （1）受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- （2）農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

なお、災害時に利用できる災害被災地域土地改良負担金償還助成事業【利子助成】もあります。

お問合せ 埼玉県土地改良事業団体連合会 総務部総務課 太田（048-530-7335）

土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について

当会では、土地改良事業の実施や運営等に精通した職員を相談指導員として配置しています。また、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するべく必要に応じて、弁護士への委嘱体制を整えています。お気軽にご相談下さい。

相談方法

文書による依頼を原則としますが、口頭又は電話等でも構いません。適宜、受け付けていますので、下記の相談指導員へお問い合わせ下さい。

相談料は原則として無料です。但し、弁護士対応の相談案件等において、調査や書類作成等の実作業が発生した場合、その費用は自己負担となります。

相談業務の範囲

- ①土地改良事業に関する苦情・紛争等への対応
- ②土地改良事業計画の作成、工事の実施に関する指導
- ③事業主体の組織運営上の指導
- ④土地改良施設の管理に関する指導
- ⑤農業水利に関する指導
- ⑥土地改良法に関する指導
- ⑦換地処分その他農用地集団化に関する指導
- ⑧複式簿記会計
- ⑨指導監査の導入
- ⑩非補助土地改良事業の推進活動
- ⑪その他

相談指導員(窓口)

所 属	氏 名	電話番号 ☎048-530-	所 属	氏 名	電話番号 ☎048-530-
事 務 局 長	齊藤 靖	7333	技 監	近藤 慶一	7356
総 務 部 長	加藤 勝	7340	事 業 部 長	綿貫 達也	7345
総 務 課 長	太田 東	7335	団体支援課長	関口 達也	7356
団体支援課 指導官	松沼 淳也	7356	地域支援課長	矢崎 岳彦	7352
集落排水課長	小平 一義	7342	農村整備課長	根岸 雅善	7348
ため池保全課長	根岸 健一	7338			

FAX : 048-530-7370 (共通)

◆専門家（弁護士）への相談について

当会が実施する土地改良区機能強化支援事業の土地改良相談（土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について）のなかで、専門家への相談の必要があると判断された場合または相談者が弁護士への相談を希望する場合、初回の法律相談（スポット相談）の費用を事業内で補助します。この初回の相談範囲は、その場で即答できるような簡易な相談（判例や法令等の調査を要しないもので、民法、労働法、借地借家法等の一般的な法律問題）とされています。

費用は、30分毎5,000円。初回分の相談料は、当該事業より補助。2回目以降の相談料、調査費用等の実作業が生じた場合の費用は、相談者負担となります。

詳細は当会までお問い合わせください。

お問合せ先 水土里ネットさいたま 事業部農村整備課 TEL 048-530-7348

さいたま水土里ネット女性の会
第5回通常総会・研修会

去る7月1日（水）、鴻巣市にある鴻巣市文化センター「クレアこうのす」大会議室において、会員を対象にした標記通常総会及び研修会が開催された。

はじめにさいたま水土里ネット女性の会牛山美津子会長より挨拶があったのち、来賓として埼玉県農林部農村整備課西澤徳一郎課長、埼玉県土地改良事業団体連合会の稲場康仁常務理事、全国土地改良事業団体連合会の牧千瑞上席参与より祝辞をいただいた。

議事については牛山会長が議長に選任され、下記の3議案について審議され、原案のとおり全会一致で可決された。

- (議 事) 議案第1号 令和7年度活動報告について
議案第2号 令和8年度活動計画について
議案第3号 役員の選任について

(新役員)

役 職	所 属	氏 名	管 内
会 長	備前渠用水路土地改良区事務局長	牛 山 美津子	大里
副会長	上里幹線土地改良区事務局長	長谷川 ちづる	本庄、秩父
副会長	元荒川上流土地改良区課長	栗 原 かおる	加須
幹 事	見沼代用水土地改良区主査	田 中 美代子	さいたま
幹 事	足立北部土地改良区主事	松 島 由 香	さいたま
幹 事	川島町土地改良区主任	小 高 瑞 葵	東松山、川越
幹 事	荒川中部土地改良区係長	齊 藤 佳奈子	大里
幹 事	豊里東部土地改良区事務	松 島 朋 子	大里
幹 事	羽生領島中領用排水路土地改良区係長	石 田 真 弓	加須
幹 事	葛西用水路土地改良区課長補佐	森 泉 文 子	春日部
幹 事	埼玉県土地改良事業団体連合会主任	山 岡 かすみ	土地連



総会の様子



牛山会長挨拶

また、総会終了後に下記の研修について講演が行われた。

研修「埼玉の農業用水について」

講師：埼玉県農林部農村整備課 水利調整担当 竹尾啓太 氏

研修「梅の里から始まる地域おこし～“越生べに梅”がつなぐ人と人～」

講師：梅の里おごせ 山口農園代表 山口由美 氏



研修会の様子

研修会開催のお知らせ

◆市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会

とき 令和8年8月20日（木）

場所 クレアこうのす（鴻巣市文化センター） 小ホール

内容 （1）食糧安全保障について考える
（2）（仮題）農業農村整備の概要と展開方向について
（3）（仮題）職場におけるハラスメントについて

お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部総務課 太田、滝澤 TEL 048-530-7335

◆令和8年度土地改良区運営基盤強化推進研修

とき 令和8年9月15日（火）

場所 クレアこうのす（鴻巣市文化センター） 大会議室

内容 （予定）
（1）土地改良区の現状と課題について
（2）経営診断（収支分析、施設更新積立）について
（3）地域関係者との連携（水土里ビジョン）について

お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部団体支援課 関口、岡田 TEL 048-530-7356

